



# 第57期 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

## 開催情報

---

日時：2019年5月24日（金曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：静岡県沼津市上土町100番地の1

沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

---



マックスバリュ東海株式会社

証券コード：8198

株主の皆さまへ

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1  
**マックスバリュ東海株式会社**  
代表取締役社長 神尾啓治

## 第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年5月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月24日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地の1  
沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第57期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第57期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 吸収合併契約承認の件     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件       |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件      |
| 第4号議案 | 合併に伴う取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役2名選任の件      |
| 第6号議案 | 合併に伴う監査役1名選任の件 |

以上

---

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.mv-tokai.com/ir/settlement\\_public.html](http://www.mv-tokai.com/ir/settlement_public.html)）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.mv-tokai.com/ir/settlement\\_public.html](http://www.mv-tokai.com/ir/settlement_public.html)）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

・連結計算書類の連結注記表・計算書類の個別注記表及び第1号議案「吸収合併契約承認の件」に記載すべき事項のうち、マックスバリュ中部株式会社との最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 議決権行使に関するお願い

### A 当日ご出席の場合



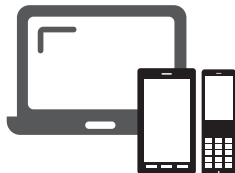
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

### B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

### C インターネット等による議決権の行使の場合



最終ページをご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2019年5月23日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効とします。

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	3
(添付書類)	
事業報告 .....	34
連結計算書類	
連結貸借対照表 .....	56
連結損益計算書 .....	57
連結株主資本等変動計算書 .....	58
計算書類	
貸借対照表 .....	59
損益計算書 .....	60
株主資本等変動計算書 .....	61
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 .....	62
会計監査人の監査報告 .....	64
監査役会の監査報告 .....	66

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 吸収合併契約承認の件

当社及びマックスバリュ中部株式会社（以下「MV中部」といいます。）は、2019年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2019年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV中部を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本合併契約のご承認をお願いいたしたく存じます。本合併を行う理由、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

#### 1. 本合併を行う理由

国内における「食」を取り巻く環境は大きく変化しております。お客さまの変化としては、所得の伸び悩みや、平均寿命の延伸による老後の生活費の増加、スマートフォンなどデジタル化進展による価格比較の容易化などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックといった「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のもの食べたい「ローカル志向」などの「食の嗜好の多様化」、高齢者世帯や共働き世帯の増加による「時短ニーズ」などの高まりが顕著であり、このようなライフスタイルの変化に対応した商品、店舗、サービスの提供が益々重要となってきております。

経営環境の変化としては、ドラッグストアやコンビニエンスストア、宅配などの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボーダレス化した「食」の市場を巡る競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇がもたらす人件費の高止まりといった「労働環境の変化」など、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいモデルの構築が急務です。

神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県及び滋賀県（以下、総称して「東海中部エリア」といいます。）でSM事業を展開する当社、MV中部は、東海中部エリアにおけるSM事業構造の改革につき、具体的な検討を進めてまいりました。

当社においては、お客さまのライフスタイルや少子高齢化・少人数世帯の増加、女性の社会進出といった社会構造の変化、他業種を含む競争の激化など、食品スーパーマーケットを取り巻く環境は常に変化していることを踏まえ、日々多様化するお客さまのニーズに応え、お客さまの健康でより豊かな食生活を実現するための商品・サービス提供の実現に取り組むなか、地域・個店の特色を活かした地域密着経営の推進により今後の競争力を高めていくためには、さらなる事業規模の拡大や利益率の向上が必要であり、それらを実現するにあたっては、事業展開エリアの拡大やエリア内でのシェア拡大、同時に商品開発力や商品調達力の強化が不可欠であると認識しておりました。このような経営環境のもと、2018年1月下旬以降、経営統合に関する検討を開始し、定期的に当社及びMV中部の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。検討の結果、当社は、MV中部との統合を行うことで、当社の現在の事業展開エリアと地理的親和性が高いエリアへの地盤の拡大が可能となること、日本有数の大都市圏である名古屋圏で培ったMV中部の都市部での事業運営ノウハウを当社の現在の事業展開エリアにおいても活用できること、また、多彩な食文化を有する三重県を発祥の地として蓄積してきたMV中部の商品ノ

ノウハウは当社の商品開発力や商品調達力の強化に活用できることから、これらを通じて事業規模の拡大や利益率の向上が可能となると判断したこと、加えて統合に先立ち当社におけるディスカウントストア事業をイオンビッグ株式会社（以下、「イオンビッグ」といいます。）へ移管し収益性の高いSM事業に経営資源を集中することで更なる利益率向上に繋がると判断したことから、2018年10月10日に基本合意書を締結しました。基本合意書締結以降、当社は、定期的に統合準備委員会及び分科会において、MV中部、イオン株式会社（以下、「イオン」といいます。）、及びイオンビッグとの間で、経営統合及び分割に関する度重なる協議を行い、経営統合を実施した場合の経営方針や事業運営体制等について、議論を積み重ねてまいりました。同時に、経営統合実施に伴う株主をはじめとするステークホルダーの皆様への影響について慎重に検討してまいりました。これらの結果、経営統合及び分割を行うことが、上記のとおり、多様かつ複雑化が顕著な環境変化を乗り越え、東海中部エリアでのさらなる地域密着経営の推進を可能なものとし、企業価値向上に非常に有益であるとの考えで上記の関係者間の見解が一致したことから、2019年4月10日、合併契約の締結に至っております。

経営統合により、以下の戦略に基づき、より地域に密着した経営を推進し、企業価値の向上に貢献していくことが可能であると想定しております。

#### ① 現有資源の融合による営業力の充実

当社、MV中部が各々で有し、得意とする商品やサービスの相互補完や、季節や行事に応じた販売計画の作成及び運用等のノウハウを、同一の経営体制のもとで共有・融合することにより既存営業力の充実を図ります。

#### ② 事業規模拡大による競争力向上

経営統合による投資余力の向上を通じ、両社の事業基盤で成長余力が大きいと見込まれる愛知県及び静岡県中西部エリアにおける積極的な出店を通じたドミナント形成、シェアの拡大を図ります。

#### ③ 機能の集約と重複の解消

経営統合により拡大する事業展開エリアを効果的・効率的にコントロール可能な本社体制の構築等を通じた重複コストの削減により、組織運営の複雑化・高コスト化の排除を図ります。

#### ④ 人的資源投資の活発化による経営基盤の強化

オペレーション体制の共有化と最適化、人的資源投資の活発化による、成長戦略を推進するための経営基盤の強化を図ります。

#### ⑤ 地域のベストパートナー企業への昇華

当社及びMV中部は、ともに地域に密着した事業運営を志向し、培ってきたノウハウを融合することで、両社のこれまでの取り組みの更なる充実はもとより、地産地消、各地域生産食品の店舗展開エリアでの販売による地域産業活性化、各地域伝統食文化の継承、地域企業・地域行政との協働による行事の拡大などにより、地域とのつながりのさらなる強化を図ります。

当社及びMV中部は、経営統合実施後、真に持続的成長が可能な食を支える生活インフラ企業への進化を本格化するため、短期的には統合により、店舗を支える商品調達機能、物流機能の強化と店舗業務支援体制等の効率化によるシナジーの最大化を通じたエリア屈指の競争力を有する企業になることで、また、中長期的には地域密着経営を軸として「お客さま満足」と「従業員満足」、そして複眼的視野に立った「地域社会満足」という3つの満足の飛躍的な向上により、企業価値を向上させることを目指してまいります。

## 2. 本合併契約の概要

2019年4月10日に締結をいたしました合併契約書の内容は、次のとおりであります。

### 吸収合併契約書（写）

マックスバリュ東海株式会社（以下「甲」という。）とマックスバリュ中部株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法及び当事会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

- 2 本合併による吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は下記のとおりである。

#### 記

##### （1）吸収合併存続会社

商号 マックスバリュ東海株式会社  
住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

##### （2）吸収合併消滅会社

商号 マックスバリュ中部株式会社  
住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号

#### 第2条（本合併に際して交付する株式及びその割当て）

##### （1）株式の交付

甲は、本合併に際して、本合併の効力発生直前の時（以下「基準時」という。）における乙の株主（乙を除く。以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式（会社法第785条に基づき買取請求された株式を除く。以下「対象株式」という。）に代わり、対象株式の合計数に0.59を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

##### （2）株式の割当て

甲は、本合併に際して、対象株主に対して、対象株式1株につき甲の普通株式0.59株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第3条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当て）

（1）新株予約権の交付

甲は、本合併に際して、基準時において別紙1の表（以下「別表」という。）の第2欄①乃至⑫に記載する乙発行にかかる新株予約権を保有している新株予約権者（以下「対象新株予約権者」という。）に対し、その保有する乙の新株予約権（会社法第787条に基づき買取請求された新株予約権を除く。）に代わり、基準時における当該新株予約権の残存数と同等の、別表第1欄①乃至⑫に記載する甲の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の割当て

甲は、本合併に際し、対象新株予約権者に対し、その保有する別表第2欄①乃至⑫に記載する新株予約権1個につき本新株予約権1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本合併により甲の資本金は増加しない。準備金の額については、会社計算規則第35条に定めるところに従って、甲乙協議の上、甲がこれを定める。

第5条（効力発生日）

本合併が、その効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2019年9月1日とする。

但し、本合併手続進行上の必要性その他の事由がある場合には、甲乙の合意によりこれを変更することができる。

第6条（合併承認株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日時点における乙の資産・負債・権利義務の一切を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合は、予め甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第9条（従業員承継）

甲は、効力発生日時点における乙の従業員を全て承継するものとし、従業員に関する取り扱いについては別途甲乙協議して定める。

#### 第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの期間に、甲又は乙の資産・負債・経営状態等に重大な変動があった場合、甲乙の協議によって本契約を変更し、又は解除することができる。この変更又は解除により、甲又は乙に損害が生じた場合でも相互に損害賠償等の請求をしないものとする。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会の承認が得られなかった場合、若しくは、本合併のために必要な関係官庁の許認可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

#### 第12条（準拠法及び専属的合意管轄）

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

- 2 本契約に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月10日

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1  
〔甲〕 マックスバリュ東海株式会社  
代表取締役社長 神尾啓治

愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号  
〔乙〕 マックスバリュ中部株式会社  
代表取締役社長 鈴木芳知



第1欄			第2欄		
	名称	内容	名称	内容	新株予約権の残存数(個)
①	マックスバリュ東海株式会社 第13回新株予約権	別紙2-①-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第1回新株予約権	別紙2-①-2記載	8個
②	マックスバリュ東海株式会社 第14回新株予約権	別紙2-②-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第2回新株予約権	別紙2-②-2記載	25個
③	マックスバリュ東海株式会社 第15回新株予約権	別紙2-③-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第3回新株予約権	別紙2-③-2記載	25個
④	マックスバリュ東海株式会社 第16回新株予約権	別紙2-④-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第4回新株予約権	別紙2-④-2記載	23個
⑤	マックスバリュ東海株式会社 第17回新株予約権	別紙2-⑤-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2記載	53個
⑥	マックスバリュ東海株式会社 第18回新株予約権	別紙2-⑥-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2記載	12個
⑦	マックスバリュ東海株式会社 第19回新株予約権	別紙2-⑦-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2記載	36個
⑧	マックスバリュ東海株式会社 第20回新株予約権	別紙2-⑧-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2記載	63個
⑨	マックスバリュ東海株式会社 第21回新株予約権	別紙2-⑨-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第9回新株予約権	別紙2-⑨-2記載	124個
⑩	マックスバリュ東海株式会社 第22回新株予約権	別紙2-⑩-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2記載	147個
⑪	マックスバリュ東海株式会社 第23回新株予約権	別紙2-⑪-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第11回新株予約権	別紙2-⑪-2記載	75個
⑫	マックスバリュ東海株式会社 第24回新株予約権	別紙2-⑫-1記載	マックスバリュ中部株式会社 第12回新株予約権	別紙2-⑫-2記載	124個

(注) 「新株予約権の残存数」欄には、2019年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑫までの第2欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第1欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑫までの第2欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第1欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

## マックスバリュ東海株式会社第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称  
マックスバリュ東海株式会社 第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は59株とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。  
ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。  
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。  
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
4. 新株予約権を行使できる期間  
2019年9月1日から2023年4月30日までとする。
5. その他新株予約権の行使の条件  
(1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。  
(ア) 当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

- (イ) 当社とマックスバリュ中部株式会社（以下、「MV中部」という。）との間で2019年4月10日付で締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV中部の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。
- (ウ) 合併契約締結後、合併契約に定める効力発生日の前日までにMV中部の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消滅事由等
- (1) 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. (1)に規定する退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- (2) 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等において、取締役会で決議した場合には、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。
- なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続することはできない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は、当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

以上

注 別紙2-②-1、同③-1、同④-1、同⑤-1、同⑥-1、同⑦-1、同⑧-1、同⑨-1、同⑩-1、同⑪-1、同⑫-1については、上記別紙2-①-1の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替え後の文言」のとおりそれぞれ読み替えたものとする。

	名称	行使期間
別紙2-①-1の読替対象文言	マックスバリュ東海株式会社 第13回新株予約権	2019年9月1日から 2023年4月30日
別紙2-②-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第14回新株予約権	2019年9月1日から 2024年4月30日
別紙2-③-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第15回新株予約権	2019年9月1日から 2025年4月30日
別紙2-④-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第16回新株予約権	2019年9月1日から 2026年4月30日
別紙2-⑤-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第17回新株予約権	2019年9月1日から 2027年4月30日
別紙2-⑥-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第18回新株予約権	2019年9月1日から 2028年6月9日
別紙2-⑦-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第19回新株予約権	2019年9月1日から 2029年6月9日
別紙2-⑧-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第20回新株予約権	2019年9月1日から 2030年6月9日
別紙2-⑨-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第21回新株予約権	2019年9月1日から 2031年6月9日
別紙2-⑩-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第22回新株予約権	2019年9月1日から 2032年6月9日
別紙2-⑪-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第23回新株予約権	2019年9月1日から 2033年6月9日
別紙2-⑫-1における 読替え後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第24回新株予約権	2019年9月1日から 2034年6月9日

## マックスバリュ中部株式会社第1回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ中部株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2008年5月1日から2023年4月30日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

#### 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 9. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 10. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

#### 13. 新株予約権の割当日

2008年4月1日

以上

注 別紙2-②-2、同③-2、同④-2、同⑤-2、同⑥-2、同⑦-2、同⑧-2、同⑨-2、同⑩-2、同⑪-2、同⑫-2については、上記別紙2-①-2の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替え後の文言」のとおりにそれぞれ読み替えたものとする。

	名称	行使期間	割当日
別紙2-①-2の読替対象文言	マックスバリュ中部株式会社 第1回新株予約権	2008年5月1日から 2023年4月30日	2008年4月1日
別紙2-②-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第2回新株予約権	2009年5月1日から 2024年4月30日	2009年4月1日
別紙2-③-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第3回新株予約権	2010年5月1日から 2025年4月30日	2010年4月1日
別紙2-④-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第4回新株予約権	2011年5月1日から 2026年4月30日	2011年4月1日
別紙2-⑤-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第5回新株予約権	2012年5月1日から 2027年4月30日	2012年4月1日
別紙2-⑥-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第6回新株予約権	2013年6月10日から 2028年6月9日	2013年5月10日
別紙2-⑦-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第7回新株予約権	2014年6月10日から 2029年6月9日	2014年5月10日
別紙2-⑧-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第8回新株予約権	2015年6月10日から 2030年6月9日	2015年5月10日
別紙2-⑨-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第9回新株予約権	2016年6月10日から 2031年6月9日	2016年5月10日
別紙2-⑩-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第10回新株予約権	2017年6月10日から 2032年6月9日	2017年5月10日
別紙2-⑪-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第11回新株予約権	2018年6月10日から 2033年6月9日	2018年5月10日
別紙2-⑫-2における読替え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第12回新株予約権	2019年6月10日から 2034年6月9日	2019年5月10日

### 3. 会社施行規則第191条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に際して交付する株式の数及び株式の割当ての相当性に関する事項

1) 本合併に係る割当ての内容

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	MV中部 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	0.59

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社は、MV中部の普通株式（以下「MV中部株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式0.59株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）にMV中部が保有する自己株式（2019年2月28日現在235,388株）については本合併による株式の割当ては行いません。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付する当社株式数

当社は、本合併により当社株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。当社は、本合併に際して、基準時のMV中部の株主名簿に記載又は記録されたMV中部の株主（ただし、MV中部を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付する予定です。したがって、MV中部の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV中部の2019年2月28日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、当社が交付する株式数が増減することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるMV中部の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

②単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV中部の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が、MV中部株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。



## 2) 割当ての内容根拠等

### ①算定の基礎

当社の第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)は、イオン、当社及びMV中部の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、MV中部の第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社(以下「YCG」といいます。)は、イオン、当社及びMV中部の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ②算定の概要

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、当社においては、イオン及びMV中部と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員(以下「独立役員」といいます。)である中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないことと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

当社の第三者算定機関による算定の概要につきましては、18ページ「資料1. 当社の第三者算定機関による分析概要」に記載しております。

MV中部においては、イオン及び当社と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏、並びに、イオン及び当社と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV中部の決定がMV中部の少数株主にとって不利益でないことと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV中部の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV中部の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

MV中部の第三者算定機関による算定の概要につきましては、19ページ「資料2. MV中部の第三者算定機関による分析概要」に記載しております。

③存続会社の資本金及び準備金の額の相当額に関する事項

本合併により当社の資本金の額は増加しません。準備金等の取扱いは、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(会社法施行規則第191条第2号)

当社及びMV中部は、両社合意のうえ、本合併に当たり、本契約書に記載のとおり、MV中部の第1回新株予約権から第12回新株予約権の各新株予約権に対し本契約書別紙2-①-1記載要領(読替表含む)に従い、それぞれ当社の新株予約権を交付いたします。上記交付の取り扱いは、MV中部の株主と新株予約権者の利益を等しく尊重する観点から、本契約書に記載の合併比率によって本合併が行われることを前提として、MV中部の新株予約権と実質的に同内容かつ同数の当社の新株予約権を交付するものであり、相当であると考えております。

(3) 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第191条第3号)

MV中部の最終事業年度に係る計算書類等の内容

MV中部の最終事業年度の計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

※ [http://www.mv-tokai.com/ir/settlement\\_public.html](http://www.mv-tokai.com/ir/settlement_public.html)

(4) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号)

① 当社

当社はMV中部との間で2019年4月10日に本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては、「吸収合併契約書(写)」をご覧ください。

当社及びイオンビッグは、当社を吸収分割会社、イオンビッグを吸収分割承継会社として、当社が営むディスカウントストア事業に関して有する権利義務をイオンビッグに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を2019年4月10日付で締結し、その効力は2019年7月1日に発生する予定です。

② MV中部

MV中部は当社との間で2019年4月10日に本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては、「吸収合併契約書(写)」をご覧ください。

MV中部及びイオンビッグは、MV中部を吸収分割会社、イオンビッグを吸収分割承継会社として、MV中部が営むディスカウントストア事業に関して有する権利義務をイオンビッグに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を2019年4月10日付で締結し、その効力は2019年6月1日に発生する予定です。

## 資料1. 当社の第三者算定機関による分析概要

AGSコンサルティングは、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV中部については、同社が株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.55～0.66
DCF法	0.45～0.68

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、当社株式及びMV中部株式それぞれの東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV中部については、MV中部の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。一方、MV中部については、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.45～0.68として算定しております。

AGSコンサルティングは、合併比率の算定に際して、当社及びMV中部から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びMV中部の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びMV中部の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びMV中部により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておりませんが、MV中部から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年2月期の当期純利益に関して、既存店の活性化、生産性向上に向けたIT関連投資、不採算店舗の閉鎖等により、前事業年度比30.6%の増加を見込んでおります。

## 資料2. MV中部の第三者算定機関の分析概要

YCGは、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。MV中部については、同社が名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.55～0.66
DCF法	0.51～0.72

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、当社株式及びMV中部株式それぞれの東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV中部については、MV中部の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV中部の財務予測に基づき、MV中部が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を5.20%～5.70%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\% \sim 0.25\%$ として評価しております。一方、MV中部については、割引率を4.37%～4.87%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\% \sim 0.25\%$ として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.51～0.72として算定しております。

YCGは、合併比率の算定に際して、当社及びMV中部から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びMV中部の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。YCGの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びMV中部の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びMV中部により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、YCGがDCF法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておりませんが、MV中部から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいます。具体的には、2021年2月期の当期純利益に関して、既存店の活性化、生産性向上に向けたIT関連投資、不採算店舗の閉鎖等により前事業年度比30.6%の増加を見込んでおります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

2019年9月1日に予定しておりますマックスバリュ中部株式会社（以下「MV中部」といいます。）との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきましてご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案は、第1号議案の合併契約の承認及び吸収合併の効力が生じることを条件とし、本定款一部変更の効力は本合併の効力発生日（2019年9月1日予定）といたします。

- (1) 第2条（目的）について、MV中部が営む事業に関して有する一切の権利義務を承継するため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 第3条（本店所の所在地）について本社機能の効率化を図るため本店所在地を静岡県浜松市とすることから第3条（本店の所在地）の変更を行うものであります。
- (3) 第6条（発行可能株式総数）について、当社は、MV中部の株主に対して、当社の普通株式を割当て交付すること、及び将来における事業規模の拡大に備え機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能にするため、第6条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。
- (4) 第14条（招集地）について、株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第14条を削除するものであります。
- (5) 第31条（社外取締役の責任免除）及び第41条（社外監査役の責任免除）について、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条及び第41条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) その他、現行定款第14条の削除に伴う条数の繰上げ等、必要な変更を行うものであります。

なお、かかる定款の一部変更の効力は、本定時株主総会において、本合併契約が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2019年9月1日予定）に生ずるものとし、その効力発生をもって当該附則を削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（注）下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. (1)～(9)（条文省略）	1. (1)～(9)（現行どおり）
（新 設）	2. <u>豆腐、惣菜、米飯等の製造および販売</u>
2.～3.（条文省略）	3.～4.（現行どおり）
4. プレイガイド、飲食店、クリーニング業、駐車場、倉庫業 および薬局の経営	5. <u>文化教室</u> 、プレイガイド、飲食店、クリーニング業、駐車場、 倉庫業および薬局の経営
5.～14.（条文省略）	6.～15.（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を静岡県駿東郡長泉町に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>第7条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(招集地)</u> 第14条 当社は、静岡県で株主総会を開催する。</p> <p>第15条～第30条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第32条～第40条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第42条～第48条 (条文省略)</p> <p>附 則 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4,000万株</u>とする。</p> <p>第7条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第14条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (現行どおり) <u>この定款の変更は、2019年9月1日に効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営の意思決定と業務執行の迅速化及び取締役会の監督機能強化を図ることを目的に執行役員制度を導入することに伴い、社外取締役2名を含む6名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### ■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当（※）	第57期の取締役会 への出席状況
1	神尾 啓治	代表取締役社長 <input type="text" value="再任"/>	18回／18回
2	山田 憲一郎	常務取締役 商品統括本部長 <input type="text" value="再任"/>	18回／18回
3	近藤 健司	取締役 人事総務本部長兼人事部長 <input type="text" value="再任"/>	18回／18回
4	高橋 誠	取締役 経営管理本部長 <input type="text" value="再任"/>	18回／18回
5	中西 安廣	社外取締役 <input type="text" value="再任"/> <input type="text" value="社外"/> ・ <input type="text" value="独立"/>	17回／18回
6	立石 雅世	社外取締役 <input type="text" value="再任"/> <input type="text" value="社外"/> ・ <input type="text" value="独立"/>	17回／18回

※上記の取締役候補者の地位及び担当は、2019年5月8日現在のものです。

・・・社外取締役候補者 ・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員候補者

# 1 神尾 啓治

かみ お けい じ

再任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	25,450株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年3月 当社入社 1998年2月 当社営業コーディネーター部長 2001年9月 当社八幡町店長 2003年3月 当社商品統括部ディレクターマネージャー 2004年3月 当社店舗統括本部長 2004年5月 当社取締役 2006年9月 当社商品統括本部長 2008年5月 当社常務取締役 2009年3月 当社ステーブル商品統括本部長 2011年3月 当社営業担当兼商品統括本部長 2011年5月 当社商品統括本部長 2013年5月 当社代表取締役社長(現)		
取締役候補者の選任理由	神尾啓治氏は2013年5月に当社代表取締役に就任して以来、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮し、経営の最高責任者として全従業員に対して強いリーダーシップを執っていること及び取締役会議長として取締役会の運営に適切な役割を果たしていることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	神尾啓治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

# 2 山田 憲一郎

やま だ けんいちろう

再任

生年月日	1961年6月10日	所有する当社の株式数	15,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 1996年4月 当社二宮店長 2002年2月 当社店舗運営部マネージャー 2005年3月 当社店舗運営部長 2007年3月 当社人事教育部長 2009年3月 当社人事総務本部長 2009年5月 当社取締役 2012年3月 当社人事本部長兼人事部長 2013年5月 当社営業サポート本部長兼CS推進部長 2014年4月 当社営業統括本部長 2015年3月 当社商品統括本部長(現) 2017年5月 当社常務取締役(現)		
取締役候補者の選任理由	山田憲一郎氏は2009年5月に当社取締役に就任して以来、人事、総務、営業、商品政策部門の執行責任者を歴任し、2017年5月に常務取締役に就任いたしました。これまでの豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	山田憲一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		



### 3 こんどう けんじ 近藤 健司

再任

生年月日	1960年10月15日	所有する当社の株式数	5,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1983年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1995年4月 同社西陣店店長 2006年4月 同社関東カンパニー人事教育部長 2008年9月 同社ビジネスサポートセンター（現イオンアイビス株式会社） 受託企画推進部長 2011年9月 イオンキミサワ株式会社人事総務本部長 2013年5月 当社取締役（現） 当社人事総務本部長兼人事部長（現）		
取締役候補者の選任理由	近藤健司氏は2013年5月に当社取締役に就任して以来、人事、総務部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	近藤健司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

### 4 たかはし まこと 高橋 誠

再任

生年月日	1961年7月4日	所有する当社の株式数	4,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 2002年3月 当社福田店店長 2007年9月 当社内部統制構築タスクチームリーダー 2009年3月 当社内部統制部長 2012年3月 当社コンプライアンス部長 2013年6月 当社内部監査室長 2014年4月 当社経営管理本部長（現） 2016年5月 当社取締役（現）		
取締役候補者の選任理由	高橋誠氏は2016年5月に当社取締役に就任して以来、経営管理部門の執行責任者を歴任し、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	高橋誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

生年月日	1948年7月5日	所有する当社の株式数	750株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1967年4月 協同飼料株式会社（現フィード・ワン株式会社）入社 1977年5月 米久株式会社入社 1988年5月 同社取締役 2001年5月 同社常務取締役 2006年5月 同社取締役常務執行役員 2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2010年5月 同社取締役専務執行役員営業本部長 2014年5月 同社顧問(非常勤) 2015年6月 株式会社あみやき亭社外取締役(現) 2016年5月 当社社外取締役(現)		
社外取締役候補者の選任理由	中西安廣氏は米久株式会社の経営に長年にわたって携われ、その中で培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、2016年5月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会において積極的に意見をいただくとともに、監査役会とも密接な情報連携をはかるなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。引続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。		
特別の利害関係	中西安廣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 当社は、中西安廣氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、中西安廣氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、中西安廣氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

# 6 たていし まさよ 立石 雅世

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1953年10月31日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年3月 弁護士登録(静岡県弁護士会) 1986年3月 立石法律事務所開設 2015年5月 弁護士法人立石塩谷法律事務所社員弁護士(現) 2016年5月 当社社外取締役(現)		
社外取締役候補者の選任理由	立石雅世氏は弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有し、2016年5月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会において積極的に意見をいただくとともに、監査役会とも密接な情報連携をはかるなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。引続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。		
特別の利害関係	立石雅世氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、立石雅世氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、立石雅世氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、立石雅世氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 合併に伴う取締役3名選任の件

第1号議案のご承認いただくことを前提として、2019年9月1日に予定しておりますマックスバリュ中部株式会社との合併に伴い新たに就任することとなる取締役3名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本吸収合併の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2019年9月1日予定）に生ずることといたします。

## 1 <sup>すずき</sup>鈴木 <sup>よしとも</sup>芳知

新任

生年月日	1957年9月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2005年5月 同社執行役 2006年5月 同社常務執行役 2007年5月 イオン商品調達株式会社（現イオンリテール株式会社）代表取締役社長 2010年4月 イオンリテール株式会社執行役員食品・デリカ商品本部長 2011年4月 同社執行役員食品商品企画本部長 2011年11月 株式会社山陽マルナカ専務取締役 2013年5月 マックスバリュ中部株式会社代表取締役社長兼執行役員（現） 2013年9月 同社新規事業推進本部長 2014年3月 同社商品本部長 2015年3月 同社営業本部長 2016年4月 同社開発本部長 2017年3月 同社営商サポート本部長 2017年6月 同社営業・商品・開発担当（現）		
取締役候補者の選任理由	鈴木芳知氏は、イオングループの複数企業における主要な部門での経験と企業経営者としての幅広い見識を有し、企業価値の向上に尽力されております。企業経営者としての経験と高い見識から、マックスバリュ中部株式会社との経営統合後の当社の経営に欠かれない人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	鈴木芳知氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）鈴木芳知氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社の子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

## 2 つくりみち まさあき 作道 政昭

新任

生年月日	1969年6月27日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2013年3月 マックスバリュ中部株式会社第2営業部長 2014年3月 同社営業本部第3・第4営業部長 2014年9月 同社営業本部副本部長兼業務改革担当 2015年3月 同社商品本部長 2015年5月 同社取締役兼執行役員（現） 2017年3月 同社畜産部長 2017年9月 同社マックスバリュ事業本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	作道政昭氏は、営業・商品等の業務や経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を兼ね備えております。それらの豊富な業務経験と高い見識から、マックスバリュ中部株式会社との経統合後の当社の経営に欠かせない人材であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	作道政昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 作道政昭氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社の子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

## 3 やべ けんすけ 矢部 謙介

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1972年12月16日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社 1999年7月 同社コンサルタント 2002年1月 株式会社ローランド・ベルガー シニアコンサルタント 2003年1月 同社プロジェクト・マネジャー 2008年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部准教授 2010年4月 同大学商学部教授 2011年4月 中京大学経営学部准教授 2016年4月 同大学経営学部教授（現） 2018年5月 マックスバリュ中部株式会社社外取締役（現）		
社外取締役候補者の選任理由	矢部謙介氏は企業の経営戦略構築、中期経営計画策定支援など経営コンサルティング業務に従事された後、大学の商学部、経営学部において教授を務められております。その中で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の持続的な企業価値の向上に向けて当社グループの経営及びガバナンス体制に対する監督機能を発揮していただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外に会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
特別の利害関係	矢部謙介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 当社は、矢部謙介氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、50万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

2. 当社は、東京証券取引所に対して、矢部謙介氏を独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小坂田成宏氏が任期満了となり、南館忠夫氏は辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

### 1 おさかだ なりひろ 小坂田 成宏

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1976年6月28日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	2001年4月 司法研修所入所 2002年10月 司法研修所卒業 2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 弁護士法人淀屋橋合同（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現） 2011年5月 当社社外監査役（現）		
社外監査役候補者の選任理由	小坂田成宏氏は、現在弁護士として活躍されており、その法律実務家としての豊富な見識と経験から適任と判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 また、同氏が当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		
特別の利害関係	小坂田成宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、小坂田成宏氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、小坂田成宏氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、小坂田成宏氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

# 2 福井 恵子

新任

社外監査役候補者

生年月日	1956年10月5日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1979年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1991年9月 株式会社ブルーグラス（現株式会社コックス）関東運営部長 2001年9月 イオン株式会社グループ戦略室 2005年3月 同社衣料企画チームマネージャー 2008年9月 タルボットジャパン株式会社人事総務部長 2010年7月 イオン株式会社経営管理部 2015年5月 株式会社メガスports常勤監査役 2015年5月 ミニストップ株式会社監査役 2018年5月 マックスバリュ中部株式会社監査役（現） 2018年5月 株式会社光洋常勤監査役（現）		
社外監査役候補者の選任理由	福井恵子氏は、イオングループ企業の要職並びに監査役を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識から適任と判断し、社外監査役として、新たに選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	福井恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）福井恵子氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社の子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

## 第6号議案 合併に伴う監査役1名選任の件

当社とマックスバリュ中部株式会社との合併以後の監査体制を整備するため、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。同候補者は本合併に伴い就任することとなる監査役ですので、その選任の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（2019年9月1日予定）をもって生じることといたします。

なお、現監査役である橋本幸一氏は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日の前日（2019年8月31日予定）をもって辞任により退任される予定です。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

おおた としかず  
**太田 年和**

新任

社外監査役候補者

生年月日	1956年1月4日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1980年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2006年9月 同社SCM低温物流部部長 2007年8月 イオングローバルSCM株式会社企画部長 2007年9月 同社取締役 2011年9月 同社取締役経営管理部長 2014年4月 同社取締役経営管理本部長 2018年5月 マックスバリュ中部株式会社常勤監査役（現） 2018年5月 マックスバリュ東北株式会社監査役（現）		
社外監査役候補者の選任理由	太田年和氏は、イオングループ企業の取締役、監査役を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に対して的確な助言、監督を行っていただけると判断し、社外監査役として、新たに選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	太田年和氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）太田年和氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社及びその子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

以上



## <取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針>

- (1) 取締役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。
- ① 当社の企業理念、経営方針に対する理解があること。
  - ② 取締役会の議案審議に必要な知識と経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な知見を有すること。
  - ③ 経営感覚及びリーダーシップに優れていること。
  - ④ 取締役にあふさわしい人格及び見識を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 監査役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。
- ① さまざまな分野における豊富な知識と経験を有し、会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上とすること。
  - ② 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保できること。
  - ③ コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること。

## <社外役員の独立性基準>

マックスバリュ東海株式会社(以下「当社」という)は当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は当社における社外役員(その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者を含む)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者。(注1)
- (2) 当社の議決権の10%以上の議決権を保有する株主、またはその業務執行者。
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者。
  - ① 当社の主要な取引先。(注2)
  - ② 当社の主要な借入先。(注3)
  - ③ 当社の議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主。
- (4) 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。

- (5) 当社から多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家及び、そのものが法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属するもの。
- (6) 当社から多額(注4)の寄付を受けているもの。
- (7) 社外役員の相互就任関係(注5)となる他の会社の業務執行者であるもの。
- (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((4)から(5)までを除き重要な業務執行者(注7)に限る)に該当するもの。
- (9) 最近において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していたもの。
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められるもの。

(注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるもの及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)、及び過去10年間に当社グループに所属していた業務執行者をいう。

(注2) 主要な取引先とは、当社の売上高等の相当部分を構成する商品等の仕入先、また、当社に対する売上高等が、同社の売上高等の相当部分を構成する取引先をいう。

(注3) 主要な借入先とは、当社の事業年度末において総資産の相当部分を構成する貸付残高を有する借入先をいう。

(注4) 多額とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

(注5) 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(注6) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

(注7) 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2018年3月1日から  
2019年2月28日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や五輪関連・生産性向上投資などが堅調に推移し、雇用・所得環境の改善が進むなか、個人消費は底堅さを見せており、全体として緩やかな回復基調が続いております。一方、米中間の保護主義的な通商政策が世界経済に与える影響への懸念などから、景気動向は依然として不透明な状況となっております。食品スーパーマーケット業界におきましても、お客さまの消費行動や価値観の多様化など、経営環境の変化に加え、労働コストの上昇、業種・業態を超えた競争の激化など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは、当事業年度のスローガンに「地域密着経営の実践 お客さまのために 自ら考え、自らやり遂げよう!」を掲げ、お客さまにとって「地域になくってはならない」また、地域社会から必要とされる店舗の創造に向け、地域密着経営の更なる推進とともに、お客さまの健康でより豊かな食生活を実現するための商品・サービスの提供などの経営課題に積極的に取り組んでまいりました。

### [国内事業]

国内事業におきましては、競争環境の激化により客数が伸び悩んだほか、大型台風の上陸、復旧に数日を要した大規模停電による店舗の臨時休業や商品・設備の被害などもあり、既存店の売上は前年同期比1.8%減となるなど、厳しい展開となりました。そのような中、当社は地域に根ざした商品の拡大など地域密着経営を推進するとともに、火・水曜日、お客さま感謝デー、週末の販売体制の強化や、開店時や朝9時における売場の充実や夕方16時における最大陳列量の確保などの経営課題に積極的に取り組んでまいりました。従業員が1人2役3役をこなす「多能工」の取り組みは、好事例の水平展開を進め、お客さま本位の店作りの推進に寄与しております。また、WAON POINTの活用とカード分析を通じた商品・営業・販促が一体となって「お客さま人数」「来店頻度」「買上点数」向上に向けた取り組みを強化してまいりました。

その他の取り組みとしましては、商品のお届けとともにお客さまの安全を確認する「高齢者見守りネットワーク」に関する協定を三島市ほかの自治体と締結いたしました。「高齢者見守りネットワーク」は、市と民間の事業者が連携して高齢者の見守り体制と緊急時における連絡体制の整備を図るものであり、高齢者の方が安心して生活できる環境づくりを進める取り組みです。当社では、ネットスーパー及び電話スーパーに加え、店舗の宅配サービス（らくらく配達便）の機能を活用し、市内のお客さまへ商品をお届けする際にお客さまの状況確認などを実施してまいります。当社では今後もより地域に根差した店舗運営を目指し、事業活動を通じた地域の皆さまの安全・安心な暮らしづくりに貢献してまいります。

### (商品部門別の動向)

当社はお客さまニーズの多様化に対応するべく、商圏内の全ての世帯ニーズに応える量目の販売体制の構築に向け、小容量・バラ・小分け販売の推進を図るとともに、まとめ買い需要に応えるためケース販売の強化などにも取り組んでまいりました。

生鮮部門におきましては、LC（ロジスティクスセンター）を活用した小容量品目の拡大と“じもの”商品の拡販に取り組んだほか、畜産部門では、静岡県産ふじのくにハーブ鶏の強化を図りました。

フード部門におきましては、地域における地元食材を使用した商品の開発・販売強化に取り組むとともに、時間帯毎の品揃えとワークスケジュールを連動させ、売場に活気とメリハリを持たせる取り組みを強化しております。また、加工食品部門におきましては、お客さまの要望の多い上質・地域商品の小容量化の開発強化を推進し、値頃感のある商品の拡充に努めました。さらに、挨拶の強化による売場の活気作りとともに、試食の強化など、コンビニやドラッグストアを意識した差別化の取り組みなども強化しております。

### 当社の商品部門別売上高の状況

	商 品	売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
部	農 産	27,236	12.4	101.1
	水 産	14,206	6.5	97.1
	畜 産	19,657	9.0	99.0
	フ ー ド	26,368	12.0	101.8
	デ イ リ ー	53,922	24.6	100.5
	グ ロ サ リ ー	66,215	30.2	101.2
門	食 品 計	207,606	94.7	100.6
	ノ ン フ ー ド	10,803	4.9	100.7
	そ の 他	813	0.4	97.3
	合 計	219,224	100.0	100.6

(注) フードは、惣菜、寿司、ベーカリー等、デイリーは日配品、グロスアリーは加工食品、ノンフードは衣料及び住居関連、その他は催事等であります。

### (教育体制)

環境の変化に対応するため、各種教育を進め、現場力の向上と次世代の育成に取り組ましました。部門担当者教育においては、技術向上のための教育を各部門において実施。技術部門では、長泉・浜松の各技術教育センターにて、調理・加工技術研修の実施、一般食品・日用雑貨・農産部門では、売場づくり研修を行い技術力の向上とともに生産性を高める教育を進めております。また、次世代育成プログラムとして、「次期店長選抜養成」「Next10(若手人材発掘)」の2講座を実施し、次期幹部候補生の育成に取り組んだほか、全幹部社員を対象としたコンプライアンス教育を実施しております。加えて、当連結会計年度より、ベトナムから「技能実習生」を迎え入れ、惣菜製造技術の習得と日本語学習及び日本文化の理解の教育を行っております。

## （環境保全・社会貢献活動）

お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、様々な環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

### ・富士山（世界文化遺産）の環境保全や美化活動の取り組み

富士山の環境保全、美化活動をテーマにした取り組みとして、「富士山ありがとうキャンペーン」活動や「しずおか富士山WAON」の寄付、「富士山環境保全募金」を行なっております。「富士山ありがとうキャンペーン」における寄付金として「静岡県富士山後継基金」に対し、富士山の環境保全に関わる活動に利用していただくための寄付金の贈呈を行っております。

### ・駿河湾の環境保全の取り組み

環境や経済、暮らしに多くの恵みをもたらす駿河湾が、2016年11月に『世界で最も美しい湾クラブ』に加盟したことを受け、2017年10月にサッポロビール㈱さまと共同開発した「駿河湾缶」を発売しましたが、その売上の一部を活用し駿河湾の保全活動に係る啓発品を2018年4月に、静岡県に贈呈いたしました。また、この取り組みにご賛同いただいたお取引先さまは現在16社、22種類まで拡大しております。

### ・健康増進及び食育推進に関する取り組み

「健康的な生活」や、子供たちに「食材への興味」「食の大切さ」を伝えるための「お魚講座」など食育講座を計69回、延べ4,733名の方々にご参加いただき開催いたしました。

また、「産地ふれあい親子収穫体験ツアー」を店舗近隣の幼稚園児とその保護者を対象とし、計6回開催するなど、お客さまに食を通じた「健康」「安全・安心」をご提案する活動に取り組んでおります。

### ・地域貢献活動への取り組み

地域のお客さまの健康意識向上と食育を併せた健康キャンペーンの取り組みを、今年度は三島市、松崎町など9市5町の協力を得て、地域のお客さま、行政、従業員の3者によるイベントを計26回、延べ1,874名の方々のご参加をいただき開催いたしました。このような食育活動や健康キャンペーン、従業員への健康推進の取り組みなどが評価され、静岡県より、「健康づくり活動に関する知事褒賞」をいただきました。

### ・店頭リサイクル活動による車椅子寄贈への取り組み

お客さまにとっても身近な環境保全活動である店頭における牛乳パック・アルミ缶などの回収活動にも継続的に取り組んでおります。牛乳パック・アルミ缶の売却による収益金の一部を利用し、車椅子を社会福祉協議会に対し計86台（累計1,184台）寄贈しました。

### ・WAONカード等を活用した地域貢献の取り組み

ご当地WAONの取り組みとしまして、「しずおか富士山WAON」「やまなし富士山WAON」「出世城浜松城WAON」「富士宮やきそばWAON」「世界遺産産山反射炉WAON」と5種類のWAONカードで継続的に地域貢献を行っております。そのほか、サッカーを通じてホームタウンの地域振興への協力の取り組みとして発行を始めましたWAONカードに、新たに「大好き アスルクラロ WAON」「大好き 藤枝MYFC WAON」が加わりました。

更には、環境負荷軽減とお客さまの利便性向上のために、お持ちになった古紙、ペットボトルの量に応じてWAON電子マネーやWAON POINTカードにポイントを付与する機能を有したりサイクルステーションの設置を昨年に引き続き実施し、当連結会計年度は7店舗に設置いたしました。

#### (店舗開発)

店舗開発におきましては、静岡県を中心に神奈川県、山梨県及び愛知県において、地域特性に合わせた店舗展開を推進し、それぞれのエリアにおいて強固な経営基盤の構築に取り組んでおります。当連結会計年度におきましては、上半期にマックスバリュエクスプレス清水駅前店（静岡市清水区）ほか3店舗を、また、下半期にはマックスバリュ南足柄岩原店（神奈川県南足柄市）ほか4店舗の新店を開設いたしました。また、昨年10月には老朽化したマックスバリュ御殿場東田中店（静岡県御殿場市）のスクラップ・アンド・ビルド（建替え）を行いました。マックスバリュ御殿場東田中店は、1993年の開店以来、25年に渡り地域のお客さまにご愛顧いただいておりますが、今回最新の商品構成を持つ店舗として生まれ変わりました。これらの結果、国内では合計10店舗の新店開設を行っております。

その他、地域特性に即した品揃えの充実や、お客さまニーズにお応えする売場の実現に向けた店舗活性化改装を、計9店舗で実施したほか、経営の効率化を図るべく、1店舗の閉鎖を行っております。これらの結果、国内事業における店舗数は、静岡県113店舗（うち、ザ・ビッグ16店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス15店舗）、神奈川県25店舗（うち、ザ・ビッグ7店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス3店舗）、山梨県13店舗（うち、ザ・ビッグ12店舗）及び愛知県5店舗の計156店舗（うち、ザ・ビッグ35店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス18店舗）となりました。

#### [中国事業]

中国で進行中の所得水準の上昇による消費性向の変化に対応し、30歳代、40歳代のアッパーミドル層を意識した商品・店舗運営を進めてまいりました、週末強化策と上質商品の強化策などの施策や新店2店舗（2018年1月マックスバリュ聖地新天地店、同年4月マックスバリュ恒宝広場店、共に広州市）がオープンしたこともあり、売上高は増収となりました。売上総利益においても日配品強化、出来立て感をアピールした店内調理デリカや産直農産品の展開などにより、改善が進んでおります。また、業務内容を仕分けし、短時間労働者に移行できる業務については、その移行を推進し、また従来型の紙媒体中心の広告宣伝から電子化推進によるコスト削減、設備関係の節電の徹底などにより、経費コントロールを続けております。なお、ショッピングセンター内の設備不良をきっかけに休業しておりました店舗を経営効率化のため閉店したため、期末時点では8店舗を運営しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収益2,277億95百万円（対前期比1.0%増）、営業利益49億56百万円（同5.7%減）、経常利益48億77百万円（同7.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億85百万円（同13.3%減）となりました。また、個別業績は、営業収益2,229億75百万円（対前期比0.6%増）、営業利益54億80百万円（同5.7%減）、経常利益53億95百万円（同7.1%減）、当期純利益は26億6百万円（同12.4%減）となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは主として新店に25億47百万円、業態転換や改装に1億33百万円などの投資を行いました。これらを含めた当社グループの設備投資等の総額は39億69百万円であります。これらの資金については自己資金により賅っております。

## (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

### 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第54期	第55期	第56期	第57期
	2015年3月1日から 2016年2月29日まで	2016年3月1日から 2017年2月28日まで	2017年3月1日から 2018年2月28日まで	2018年3月1日から 2019年2月28日まで
営業収益(百万円)	219,408	224,682	225,600	227,795
営業利益(百万円)	4,791	5,426	5,254	4,956
経常利益(百万円)	4,675	5,392	5,246	4,877
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,873	3,198	3,212	2,785
1株当たり当期純利益(円)	105.32	179.61	180.32	156.29
総資産(百万円)	69,374	70,353	72,374	73,787
純資産(百万円)	43,600	45,843	48,204	49,937

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

### 当社個別の財産及び損益の状況

区 分	第54期	第55期	第56期	第57期
	2015年3月1日から 2016年2月29日まで	2016年3月1日から 2017年2月28日まで	2017年3月1日から 2018年2月28日まで	2018年3月1日から 2019年2月28日まで
営業収益(百万円)	216,141	221,531	221,748	222,975
営業利益(百万円)	5,316	5,935	5,813	5,480
経常利益(百万円)	5,215	5,906	5,806	5,395
当期純利益(百万円)	2,197	2,466	2,977	2,606
1株当たり当期純利益(円)	123.53	138.49	167.11	146.27
総資産(百万円)	69,164	69,428	71,357	72,812
純資産(百万円)	44,039	45,886	48,207	50,003

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を12,388千株(議決権比率69.80%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

##### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イオンマックスバリュ (広州) 商業有限公司	230百万人民元	79.13%	食品スーパーマーケットの 経営

##### ③ 親会社との取引に関する事項

###### イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類個別注記表「7. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できると当社が判断した場合に同取引を行っています。

###### ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

###### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見

該当事項はありません。



## (5) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。高度情報化社会の進展やライフスタイルの多様化など、店舗を取り巻く環境がいつその速度をもって変化する中、店舗はお客さまや地域とのコミュニティの場としてより重要な役割を担うものと思われま。このような環境下、お客さまや地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下の重点施策に取り組んでまいります。

### ①国内スーパーマーケット事業

- ・地域密着経営の更なる深耕
- ・展開エリアごとの売上シェア向上
- ・地域商品の開発及び導入推進
- ・お客さまニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・働き方改革の更なる推進による多様な働き方の実現と生産性の向上
- ・成長を支える人材育成
- ・お客さま視点に基づく接客及びサービスレベルの向上
- ・経営統合によるシナジーの早期創出

### ②中国スーパーマーケット事業

- ・お客さま本位の店舗運営推進及びサービスレベルの向上
- ・消費動向の変化に対応した商品政策の推進
- ・収益力の改善

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

## (6) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、流通センター等を経由した商品配送受託業務並びに店舗等の不動産賃貸業務を営んでおります。

## (7) 主要な営業所 (2019年2月28日現在)

①本社 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

## ②店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	ザ・ビッグ	キミサワ	グラッテ	ザ・コンボ	合計
静岡県伊豆地区計	14店舗	9店舗 (5店舗)	-	-	-	-	23店舗
静岡県東部地区計	28店舗	7店舗 (3店舗)	1店舗	4店舗	2店舗	-	42店舗
静岡県中部地区計	7店舗	7店舗 (7店舗)	9店舗	-	-	1店舗	24店舗
静岡県西部地区計	14店舗	4店舗 (-)	6店舗	-	-	-	24店舗
静岡県計	63店舗	27店舗 (15店舗)	16店舗	4店舗	2店舗	1店舗	113店舗
神奈川県計	9店舗	8店舗 (3店舗)	7店舗	-	-	1店舗	25店舗
山梨県計	1店舗	-	12店舗	-	-	-	13店舗
愛知県計	5店舗	-	-	-	-	-	5店舗
合計	78店舗	35店舗 (18店舗)	35店舗	4店舗	2店舗	2店舗	156店舗

(注) 1. 上記以外にミスタードーナツのフランチャイズ店舗が25店舗あります。

2. マックスバリュエクスプレス業態の店舗のうち、小型業態の店舗につきましては括弧内に店舗数を内書きしております。

## 3. 当期新設店舗

2018年3月 マックスバリュエクスプレス静岡大岩店 (静岡市葵区)  
2018年4月 マックスバリュエクスプレス清水駅前店 (静岡市清水区)  
2018年6月 マックスバリュエクスプレス土肥店 (静岡県伊豆市)  
2018年7月 ザ・ビッグ北杜須玉店 (山梨県北杜市)  
2018年9月 マックスバリュエクスプレス富士国久保店 (静岡県富士市)  
2018年9月 マックスバリュエクスプレス清水村松原店 (静岡市清水区)  
2018年10月 マックスバリュエクスプレス小山町店 (静岡県駿東郡小山町)  
2018年10月 マックスバリュ御殿場東田中店 (静岡県御殿場市)  
2018年11月 マックスバリュエクスプレス伊東吉田店 (静岡県伊東市)  
2018年11月 マックスバリュ南足柄岩原店 (神奈川県南足柄市)

## 4. 当期店名変更店舗

2018年4月 マックスバリュ三島谷田店 (静岡県三島市)  
マックスバリュエクスプレス三島谷田店を店名変更  
2018年6月 マックスバリュマークイズ静岡店 (静岡市葵区)  
マックスバリュプライムマークイズ静岡店を店名変更  
2018年9月 マックスバリュ富士川成新町店 (静岡県富士市)  
マックスバリュエクスプレス富士川成新町店を店名変更

## 5. 当期閉店店舗

2018年5月 マックスバリュ御殿場東田中店 (静岡県御殿場市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店  
2019年2月 マックスバリュエクスプレス浜松天竜川店 (浜松市東区)

6. 「静岡県伊豆地区」には熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、下田市、河津町、函南町、東伊豆町、松崎町、南伊豆町の店舗が、  
「静岡県東部地区」には御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、小山町の店舗が、  
「静岡県中部地区」には静岡市、島田市、藤枝市、焼津市の店舗が、  
「静岡県西部地区」には磐田市、御前崎市、掛川市、湖西市、浜松市、袋井市、吉田町の店舗が、  
含まれます。

③流通センター  
長泉流通センター（静岡県駿東郡長泉町）

（注）上記のほか、浜松研修センター、水産一次加工所があります。

④子会社  
ア．イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司  
本社 中華人民共和国広東省広州市天河区  
イ．店舗

地域別	店舗名	合計
中国	マックスバリュ太陽新天地店	8店舗
	マックスバリュ兆陽広場店	
	マックスバリュ海珠合生広場店	
	マックスバリュ聖地新天地店	
	マックスバリュ鉤頓城店	
	マックスバリュ海珠前進路店	
	マックスバリュ白雲匯広場店	
	マックスバリュ恒宝広場店	

(8) 従業員の状況（2019年2月28日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数（前連結会計年度末比）	前連結会計年度末
1,702名	1,702名

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員27名を含み、派遣出向社員7名、労働組合専従者4名及びパートタイマーは含まれておりません。  
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、6,943名であります。（ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出）  
3. 当社グループは、報告セグメント（スーパーマーケット事業及びその付随業務）が単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

②当社個別の従業員の状況

区分	従業員数（前期末比）	平均年齢	平均勤続年数
男子	1,224名（7名減）	42歳10ヵ月	11年7ヵ月
女子	222名（14名増）	34歳1ヵ月	7年8ヵ月
合計または平均	1,446名（7名増）	41歳5ヵ月	11年0ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員27名を含み、派遣出向社員12名（内5名は連結子会社出向）、労働組合専従者4名及びパートタイマーは含まれておりません。  
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、6,684名であります。（ただし1日労働時間8時間換算で算出）

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月10日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ中部株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で本合併に係る合併契約を締結しました。本吸収合併は両社の株主総会による承認を前提にしております。

また、同取締役会において当社を吸収分割会社、イオンビッグ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことを決議しております。

本合併及び吸収分割に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,883,300株（自己株式58,028株を含む。）  
 (3) 株主数 26,176名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社	12,388千株	69.50%
マックスバリュ東海従業員持株会	355	1.99
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	97	0.55
株式会社中部メイカン	50	0.28
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	44	0.25
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	31	0.18
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）アカウント ノン トリーティー	29	0.16
内山一美	28	0.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26	0.15
神尾啓治	25	0.14

(注) 1. 当社は自己株式58,028株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 (2019年2月28日現在)

##### ① 当社取締役に対し交付した新株予約権の概要

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の払込金額	新株予約権の 目的たる株式 の種類及び数	対象者	新株予約権の 行使時の払込額	新株予約権を行使する ことができる期間
第3回新株予約権 (2010年5月6日発行)	104個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,400株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2010年6月7日から 2025年6月6日まで
第4回新株予約権 (2011年5月2日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2011年6月2日から 2026年6月1日まで
第5回新株予約権 (2012年5月1日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2012年6月1日から 2027年5月31日まで
第6回新株予約権 (2013年5月1日発行)	101個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,100株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2013年6月1日から 2028年5月31日まで
第7回新株予約権 (2014年5月1日発行)	99個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,900株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2014年6月1日から 2029年5月31日まで
第8回新株予約権 (2015年5月1日発行)	93個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,300株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2015年6月1日から 2030年5月31日まで
第9回新株予約権 (2016年5月2日発行)	138個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 13,800株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2031年6月2日まで
第10回新株予約権 (2017年5月1日発行)	125個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 12,500株	当社取締役 8名	1株当たり 1円	2017年6月1日から 2032年5月31日まで
第11回新株予約権 (2018年5月1日発行)	117個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 11,700株	当社取締役 8名	1株当たり 1円	2018年6月1日から 2033年5月31日まで

(注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権はありません。

2. 上記新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全部につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 当事業年度末に当社取締役が保有する新株予約権の状況

発行回次	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第3回新株予約権	9個	900株	1名
第4回新株予約権	17個	1,700株	1名
第5回新株予約権	16個	1,600株	1名
第6回新株予約権	8個	800株	1名
第7回新株予約権	9個	900株	1名
第8回新株予約権	18個	1,800株	2名
第9回新株予約権	39個	3,900株	3名
第10回新株予約権	39個	3,900株	3名
第11回新株予約権	100個	10,000株	7名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	神尾啓治		
専務取締役	曾我順二	営業サポート本部長	
常務取締役	山田憲一郎	商品統括本部長	
取締役	浅倉智	店舗開発本部長	
取締役	近藤健司	人事総務本部長兼人事部長	
取締役	久保田義彦	マックスバリュ第一統括本部長	
取締役	遠藤真由美	ダイバーシティ推進室長 兼デリカ商品統括部長	
取締役	高橋誠	経営管理本部長	
取締役	中西安廣		株式会社あみやき亭 社外取締役
取締役	立石雅世		弁護士
常勤監査役	橋本幸一		イオンビッグ株式会社 非常勤監査役
監査役	小坂田成宏		弁護士
監査役	南館忠夫		イオン・リートマネジメント株式会社 非常勤監査役 株式会社メガスports 常勤監査役
監査役	居城泰彦		マックスバリュ東北株式会社 非常勤監査役 イオン株式会社 SM事業担当 マックスバリュ南東北株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役中西安廣及び立石雅世の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は中西安廣氏及び立石雅世氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役橋本幸一及び小坂田成宏の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は小坂田成宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 監査役橋本幸一氏が兼職しているイオンビッグ株式会社、監査役南館忠夫氏が兼職しているイオン・リートマネジメント株式会社及び株式会社メガスports、監査役居城泰彦氏が兼職しているマックスバリュ東北株式会社及びマックスバリュ南東北株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。
5. 2018年5月25日開催の第56期定時株主総会において、南館忠夫及び居城泰彦の両氏は監査役に選任され就任いたしました。
6. 監査役小林伸明及び清水裕雄の両氏は、2018年5月25日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
7. 当社は、社外取締役中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに社外監査役小坂田成宏氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に限定する契約をそれぞれ締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

### ① 当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については社内規程に基づき、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社業績、経営内容等を考慮し取締役の報酬は取締役会の決議で、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役10名 156百万円 (うち社外取締役2名 7百万円。)

監査役4名 19百万円 (うち社外監査役3名 17百万円 員数には無報酬である2名は含めておりません。)

(注) 報酬等の総額には、第57期に係る役員業績報酬支給見込額及びストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が含まれております。



### (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 中 西 安 廣	当事業年度中に開催された取締役会18回中17回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に事業戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
取 締 役 立 石 雅 世	当事業年度中に開催された取締役会18回中17回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から適宜助言・発言を行っております。
常 勤 監 査 役 橋 本 幸 一	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 小 坂 田 成 宏	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中14回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

- ③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額  
2百万円

#### ④ 社外取締役の役割・責務・有効活用

当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、地域に根ざした事業経営経験者、法務、会計等の高い知見を有する者を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

### (4) 取締役研修会の実施

取締役がその責務を遂行できるようにするため、新任時には法務、財務、コンプライアンス等に関する基礎的な知識を習得するとともに、法改正・環境の変化に対応するため、定期的に取締役研修会を実施しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る監査報酬等の額			39百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			39百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。

(注2) 当社の中国子会社は、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドの中国のメンバーファームの監査を受けております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2015年6月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、取締役の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当取締役は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
  - ア. 株主総会議事録
  - イ. 取締役会・経営会議議事録
  - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
  - エ. 取締役を最終決裁権者とする稟議書・契約書
  - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
  - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
  - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、経営会議・取締役会において改善策を審議・決定する。

## (4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

**(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、経営会議において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ② 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

**(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の役職員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は経営管理部門を子会社を管理する部署とし、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。
- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

**(8) 当社の監査役への報告に関する体制**

① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ア. 毎月の経営状況として重要な事項
- イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- エ. 重大な法令・定款違反
- オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
- カ. その他コンプライアンス上の重要な事項

使用人は前項イ.及びエ.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

**(9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

**(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役職務執行に必要でないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

**(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに各業務執行取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

### (1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオン行動規範研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関わる活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ③ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。
- ④ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオン行動規範110番」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。

### (2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況

株主総会、取締役会議事録及び経営会議議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ① イオングループ全社的なリスク対応として、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
- ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、経営監査室が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ69店舗実施しております。また、深夜安全監査、品質衛生監査を延べ131店舗で実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的にコンプライアンス統括委員会にて報告しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時6回開催しております。
- ② 経営会議規程に基づき、経営会議を本年度は45回開催しております。
- ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
- ④ 職務権限規程・職務分掌規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。

### (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況

- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
- ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けるとともに、子会社店舗等を視察しております。  
当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社部門責任者から説明を受けております。また、当社経営監査室は当社子会社の監査を定期的に実施しており、経営陣・監査役に報告しております。

- ③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。
- ④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者をメンバーとする拡大経営会議を毎月開いております。経営管理本部長及び経営管理本部事業推進部門員は、同会議に直接またはテレビ会議システムを介して出席しております。

#### (6) 監査役監査の実効性の確保

監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

### 8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

### 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当47円を予定しております。

### 10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。



# 連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(28,561)	流 動 負 債	(20,464)
現 金 及 び 預 金	6,604	買 掛 金	13,804
売 掛 金	53	リ ー ス 債 務	37
商 品	6,514	未 払 法 人 税 等	1,009
貯 蔵 品	65	賞 与 引 当 金	555
繰 延 税 金 資 産	323	役 員 業 績 報 酬 引 当 金	35
未 収 入 金	3,939	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	22
関 係 会 社 預 け 金	10,209	資 産 除 去 債 務	8
そ の 他	850	そ の 他	4,991
固 定 資 産	(45,225)	固 定 負 債	(3,384)
有 形 固 定 資 産	<37,376>	リ ー ス 債 務	532
建 物 及 び 構 築 物	18,046	商 品 券 回 収 損 失 引 当 金	3
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 に 係 る 負 債	146
器 具 備 品	3,002	長 期 預 り 保 証 金	948
土 地	15,435	資 産 除 去 債 務	1,595
リ ー ス 資 産	888	そ の 他	159
建 設 仮 勘 定	1	負 債 合 計	23,849
無 形 固 定 資 産	<531>	純 資 産 の 部	
の れ ん	254	株 主 資 本	(49,872)
そ の 他	277	資 本 本 金	<2,267>
投 資 そ の 他 の 資 産	<7,317>	資 本 剰 余 金	<3,016>
投 資 有 価 証 券	50	利 益 剰 余 金	<44,658>
長 期 貸 付 金	23	自 己 株 式	<△70>
長 期 前 払 費 用	633	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(△132)
繰 延 税 金 資 産	2,077	為 替 換 算 調 整 勘 定	<67>
差 入 保 証 金	4,496	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	<△199>
そ の 他	37	新 株 予 約 権	(45)
貸 倒 引 当 金	△0	非 支 配 株 主 持 分	(152)
資 産 合 計	73,787	純 資 産 合 計	49,937
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,787

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 連結損益計算書

( 2018年3月1日から  
2019年2月28日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	223,813
売上高	3,982
その他営業収益	227,795
営業収益合計	227,795
売上原価	168,602
売上総利益	55,210
営業総利益	59,193
販売費及び一般管理費	54,236
営業利益	4,956
営業外収益	40
受取利息	15
生命保険配当	35
雑収入	91
営業外費用	140
支払替利差	18
雑損失	11
経常利益	4,877
特別利益	132
受取保険金	33
受取補償金	166
特別損失	408
減損による損失	125
災害に引当る損失	23
店舗閉鎖引当金繰入	5
事業再開の費用	23
その他	585
税金等調整前当期純利益	4,457
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	1,696
法人税等調整額	122
当期純利益	2,638
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△146
親会社株主に帰属する当期純利益	2,785

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年3月1日から  
2019年2月28日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	3,184	42,709	△76	48,086
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△837		△837
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,785		2,785
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		4		6	11
連結子会社の増資 による持分の増減		△172			△172
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△168	1,948	6	1,786
当 期 末 残 高	2,267	3,016	44,658	△70	49,872

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	97	△139	△41	29	131	48,204
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△837
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,785
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						11
連結子会社の増資 による持分の増減						△172
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	△29	△60	△90	15	21	△53
当 期 変 動 額 合 計	△29	△60	△90	15	21	1,732
当 期 末 残 高	67	△199	△132	45	152	49,937

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(27,283)	流動負債	(19,595)
現金及び預金	5,483	買掛金	13,312
売掛金	51	リース負債	37
商貯蔵品	6,017	未払費用	2,367
前払費用	62	未払法人税等	1,232
繰延税金資産	560	未払消費税	1,009
未収入金	323	預り金	426
関係会社預け金	3,823	前受収益	508
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,209	賞与引当金	119
その他	498	役員業績報酬引当金	513
	252	店舗閉鎖損失引当金	35
固定資産	(45,529)	資産除去債務	22
有形固定資産	<36,794>	その他	8
建物	16,159	固定負債	(3,213)
構築物	1,507	リース債務	532
車両運搬具	0	商品券回収損失引当金	3
器具備品	2,800	長期預り保証金	923
土地	2,800	資産除去債務	1,595
リース資産	15,435	その他	159
建設仮勘定	888	負債合計	22,809
無形固定資産	<485>	純資産の部	
のれん	254	株主資本	(49,958)
ソフトウェア	207	資本剰余金	<2,267>
その他	23	資本剰余金	<3,395>
投資その他の資産	<8,248>	資本準備金	3,382
投資有価証券	50	その他資本剰余金	13
関係会社出資金	596	利益剰余金	<44,364>
関係会社長期貸付金	332	その他利益剰余金	44,364
長期貸付金	23	別途積立金	41,000
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	3,364
長期前払費用	633	自己株式	<△70>
繰延税金資産	1,991	新株予約権	(45)
差入保証金	4,445	純資産合計	50,003
前払年金費用	138	負債・純資産合計	72,812
その他	37		
貸倒引当金	△0		
資産合計	72,812		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 損益計算書

( 2018年3月1日から  
2019年2月28日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		
売上高		219,224
その他営業収益		3,751
営業収益合計		222,975
売上原価		164,845
売上総利益		54,378
営業総利益		58,130
販売費及び一般管理費		52,649
営業利益		5,480
受命保	39	
雑業外取	15	
支為雑業外払替	29	84
利配当		
費用	140	
損	19	
利息損失	9	169
経常利益		5,395
特別利益		
受別取保	132	132
減災関係店舗事業	358	
災害に	125	
関係会社	587	
店舗閉鎖	23	
事業再	5	
その他	3	1,102
特別損失		
減災関係店舗事業	358	
災害に	125	
関係会社	587	
店舗閉鎖	23	
事業再	5	
その他	3	1,102
税引前当期純利益		4,425
法人税、住民税及び事業税	1,696	
法人税等調整額	122	1,818
当期純利益		2,606

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2018年3月1日から  
2019年2月28日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,267	3,382	8	3,391	39,000	3,595	42,595
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立					2,000	△2,000	－
剰 余 金 の 配 当						△837	△837
当 期 純 利 益						2,606	2,606
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			4	4			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4	4	2,000	△230	1,769
当 期 末 残 高	2,267	3,382	13	3,395	41,000	3,364	44,364

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△76	48,178	29	48,207
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立		－		－
剰 余 金 の 配 当		△837		△837
当 期 純 利 益		2,606		2,606
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
自 己 株 式 の 処 分	6	11		11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			15	15
当 期 変 動 額 合 計	6	1,780	15	1,795
当 期 末 残 高	△70	49,958	45	50,003

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ東海株式会社

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋原泰貴 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2019年4月10日付でマックスバリュ中部株式会社の吸収合併及びイオンビッグ株式会社への吸収分割に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ東海株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 嶋原泰貴 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒井博康 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2019年4月10日付でマックスバリュ中部株式会社の吸収合併及びイオンビッグ株式会社への吸収分割に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月15日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	橋 本 幸	一	Ⓜ
監 査 役	(社外監査役)	小 坂 田 成	宏	Ⓜ
監 査 役		南 館 忠	夫	Ⓜ
監 査 役		居 城 泰	彦	Ⓜ

以 上

× 毛

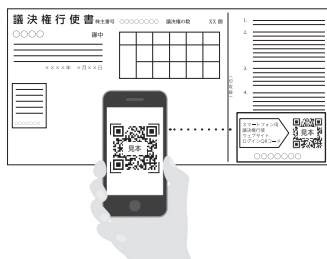
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

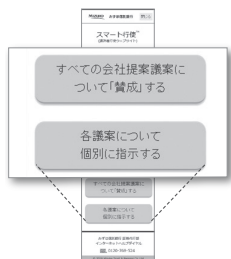
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

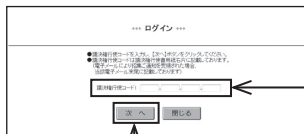
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

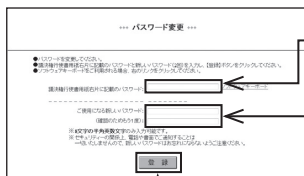
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 2020年2月期 株主優待制度 概要（予定）

		優待券	お茶 コース	お米 コース	お肉 コース	お酒 コース	しぐれ煮 コース	食の備蓄 コース
持 株 数 区 分	100株以上～ 500株未満	100円券50枚綴り 1冊	○	○	○	○	○	-
	500株以上～ 1,000株未満	100円券50枚綴り 2冊	○	○	○	○	○	○
	1,000株以上	100円券50枚綴り 4冊	○	○	○	○	○	○

### 統合記念優待券 （2020年2月期限定）

50株以上～ 100株未満	100円券25枚綴り 1冊
------------------	------------------

※当社とマックスバリュ中部株式会社が2019年9月1日に合併した場合には、株主さまの長年のご支援に感謝を込め、2020年2月期限定ではございますが、2020年2月末日に50株以上～100株未満所有している株主さまを対象に、統合記念優待券（100円券25枚綴り1冊）を進呈させていただきます。

※現時点での予定であり、変更になる場合があります。変更等がある場合は、ホームページ等でご案内をさせていただきます。

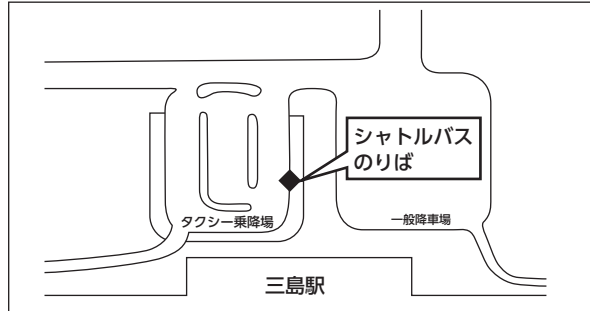
## 株主総会会場へのシャトルバスのご案内

株主総会会場の有料駐車場には限りがございますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願い致します。

なお、JR三島駅から会場までのシャトルバスを下記のようにご用意しておりますのでどうぞご利用ください。

発着場所	三島駅北口 (新幹線側)
バス出発時間	8時45分
所要時間	約30分

《シャトルバス発着場所のご案内図》  
・三島駅北口2番のりば付近



### 新幹線三島駅到着時刻

下り
8時19分着
上り
8時25分着

※上記は予定到着時刻です。  
当日の運行状況は駅や車内での案内をご確認ください。

※株主総会終了後もお帰りのシャトルバス(三島駅北口行)をご用意しております。

## 株主総会会場のご案内

### 《会場のご案内図》

#### ■会場

沼津リバーサイドホテル  
4階 シャンプリラ

#### ■住所

静岡県沼津市上土町  
100番地の1

#### ■電話番号

(055) 952-2411 (代表)

#### ■交通のご案内

- ・JRをご利用の場合  
東海道線沼津駅南口より  
徒歩約10分  
東海道線新幹線三島駅より  
タクシーで約30分
- ・お車をご利用の場合  
東名高速沼津ICより約20分

